

議案第百十二号

港区立精神障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立精神障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例

港区立精神障害者地域活動支援センター条例（平成二十七年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

港区立精神障害者支援センター条例

第一条中「同じ。」の下に「等」を加え、「地域生活支援事業」を「生活の支援、就労の支援等」に、「の地域での自立した生活を」を「等が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう」に、「港区立精神障害者地域活動支援センター」を「港区立精神障害者支援センター」に改める。

第二条の表中「港区立精神障害者地域活動支援センター」を「港区立精神障害者支援センタ

」に改める。

第三条第一号中「のうち」を「として行う」に改め、「関する事業」の下に「（以下「地域生活支援事業」という。）」を加え、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条第八号とし、同条第三号を同条第七号とし、同条第二号中「相談支援」の下に「（以下「相談支援」という。）」を加え、同号を同条第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）

六 社会生活への適応に向けた基本的な生活習慣を身に付けるための生活体験プログラム事業（以下「生活体験プログラム事業」という。）

第三条第一号の次に次の二号を加える。

- 二 法第五条第八項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）
 - 三 法第五条第十四項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）
- 第三条の次に次の一条を加える。

（定員）

第三条の二 短期入所の定員は、二人とする。

第四条を次のように改める。

（休業日）

第四条 センターの事業の休業日は、次のとおりとする。ただし、短期入所は、休業しないものとする。

- 一 日曜日及び土曜日（就労継続支援及び生活体験プログラム事業に限る。）
 - 二 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

第五条の見出しを「（利用時間）」に改め、同条第一項を次のように改める。
センターの事業の利用時間は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- 一 地域生活支援事業、相談支援及び障害児相談支援 次のイ及びロに掲げる曜日の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める時間
 - イ 月曜日から金曜日まで 午前九時から午後八時まで
 - ロ 日曜日及び土曜日 午前九時から午後五時まで
 - 二 短期入所 午前零時から午後十二時まで
 - 三 就労継続支援 午前十時から午後五時まで
 - 四 生活体験プログラム事業 午前十時から午後四時まで
- 第五条第二項中「開館時間」を「利用時間」に改める。

第六条第一項第一号中「第三条第一号に掲げる事業」を「地域生活支援事業」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 短期入所 次のいずれかに該当する者

イ 精神障害者であつて、法第二十二條第八項に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けたもの

ロ 障害児（児童福祉法第四條第二項に規定する障害児のうち、精神に障害のある児童に限る。ハにおいて同じ。）に係る保護者（同法第六條に規定する保護者をいう。第四号ハにおいて同じ。）であつて、受給者証の交付を受けたもの

ハ 児童福祉法第二十一條の六の規定によりセンターの短期入所の措置を受けた障害児
第六条第一項に次の四号を加える。

三 就労継続支援 精神障害者であつて、受給者証の交付を受けたもの
四 相談支援 次のイからハまでに掲げる事業の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める者

イ 法第五條第十八項に規定する地域相談支援（以下「地域相談支援」という。） 法第

五十一條の五第一項に規定する地域相談支援給付決定を受けた者

ロ 法第五條第十八項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。） 法第
五十一條の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等

ハ 法第五条第十九項に規定する基本相談支援 区内に住所を有する障害者（法第四条第一項に規定する障害者をいう。）及び障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。）並びにその保護者及びその障害者又はその障害児の介護を行う者

五 障害児相談支援 児童福祉法第二十四条の二十六第一項に規定する障害児相談支援対象保護者

六 生活体験プログラム事業 次のいずれにも該当する者

イ 区内に住所を有する精神障害者

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る法第五十四条第三項に規定する医療受給者証の交付を受けた者

ハ 障害の程度等が区規則で定める要件に該当する者

第七条中「第三条第一号の事業」を「地域生活支援事業」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（利用の契約）

第七条の二 短期入所、就労継続支援、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援を利

用しようとする者は、区規則で定めるところにより、利用に関する契約を締結しなければならない。

（利用の承認）

第七条の三 生活体験プログラム事業を利用しようとする者は、区規則で定めるところによりあらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

（利用の不承認）

第七条の四 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活体験プログラム事業の利用の承認をしない。

一 生活体験プログラム事業の運営上支障があると認めるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、区長が特に不相当と認めるとき。

第八条を次のように改める。

（利用料金）

第八条 第七条の二の規定により契約を締結し、センターの事業を利用する者は、第十三条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額をセンターの事業の利用に係る料金として支払わなければならない。

一 短期入所及び就労継続支援 次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額

イ 法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額（ロに掲げる費用の額を除く。）を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）

ロ 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用の額

二 地域相談支援 法第五十一条の十四第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）

三 計画相談支援 法第五十一条の十七第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）

四 障害児相談支援 児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）

2 前項各号に掲げる事業以外のセンターの事業は、無料とする。
第十條を次のように改める。

(利用承認の取消し等)

第十条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第七条の三の規定による利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 利用の目的又は利用の条件に違反したとき。
 - 二 この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。
 - 三 生活体験プログラム事業の利用に係る要件に該当しなくなったとき。
 - 四 災害その他の事故により、生活体験プログラム事業の利用ができなくなったとき。
 - 五 工事その他の都合により、区長が特に必要と認めるとき。
- 第十二条第一号中「業務」の下に「(利用の承認に係るものを除く。)」を加える。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(説明)

港区立精神障害者地域活動支援センターの改築に合わせて、事業を拡充するとともに、施設の名称を変更するため、本案を提出いたします。